

# 県民の生活環境の保全等に関する条例

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成十五年愛知県条例第七号）（抄）

## 第三章 第一節 建築物に係る環境への負荷の低減

（建築物環境配慮指針の策定等）

第七十二条 知事は、建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）をしようとする者が建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置を講ずるに当たって配慮すべき事項及び当該措置の評価の方法に関する指針（以下「建築物環境配慮指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第三十八条第二項の規定は、建築物環境配慮指針を定め、又は変更した場合について準用する。
- 3 建築物の新築等をしようとする者は、建築物環境配慮指針に従い、当該建築物に係る環境への負荷の低減を図るために、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特定建築物環境配慮計画書の作成等）

第七十三条 規則で定める規模を超える建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「特定建築物環境配慮計画書」という。）を作成し、これを知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 特定建築物の名称及び所在地
  - 三 特定建築物の概要
  - 四 特定建築物に係る環境への負荷の低減を図るために講じようとする措置
  - 五 前号に掲げる事項について建築物環境配慮指針に従い実施した評価の結果
  - 六 特定建築物の新築等の工事の完了予定日
  - 七 その他規則で定める事項
- 2 知事は、特定建築物環境配慮計画書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該計画書の概要を公表するものとする。

（特定建築物環境配慮計画書の変更の届出等）

第七十四条 特定建築物の新築等の工事が完了するまでの間に、当該特定建築物に係る前条第一項第一号、第二号若しくは第七号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該特定建築物に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、特定建築主は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、当該届出に係る変更後の特定建築物環境配慮計画書の概要を公表するものとする。

(新築等の工事完了の届出等)

第七十五条 特定建築主は、特定建築物の新築等の工事を完了し、又は取りやめたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、当該工事の完了又は取りやめの日を公表するものとする。

(特定建築主に対する指導又は助言)

第七十五条の二 知事は、特定建築物環境配慮計画書の提出又は第七十四条第一項の規定による届出があった場合において、当該提出又は届出に係る第七十三条第一項第四号に掲げる事項が建築物環境配慮指針に照らして不十分であると認めるときは、特定建築主に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(特定建築物環境配慮計画書の提出等に係る勧告)

第七十五条の三 知事は、特定建築主が特定建築物環境配慮計画書の提出若しくは第七十四条第一項若しくは第七十五条第一項の規定による届出（以下「提出等」という。）をせず、又は虚偽の提出等をしたときは、その者に対し、提出等をし、又は提出等の内容を是正すべきことを勧告することができる。

(勧告及び命令)

第一百一条 知事は、第十一条、第二十二條第一項、第二十五条第二項、第四十三条、第四十五条の二第五項、第四十七条第一項、第六十二条、第七十条第三項、第七十五条の三、第八十二条、第九十二条第二項又は前条第一項の規定による場合のほか、事業活動その他の人の活動に伴い生ずる障害によって人の健康又は生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その事態を発生させ、又は発生させるおそれがある者に対し、期限を定めて、その事態を除去し、又は防止するために必要な限度において、当該事態を除去し、又は防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(報告及び検査)

第一百四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙、粉じん、炭化水素系物質、汚水、廃液、騒音、振動、悪臭若しくはダイオキシン類（以下この項において「ばい煙等」という。）を発生させ、若しくは排出している者、特定有害物質等を取り扱う者（特定有害物質等取扱事業者を含む。）、土地改変者、地下水を採取している者、特定化学物質等取扱事業者、地球温暖化対策事業者、特定建築主、特定自動車使用事業者若しくは自動車販売業者から必要な報告を求め、又はその職員に、ばい煙等を発生し、若しくは排出している工場等その他の場所、特定有害物質等取扱事業所、土地の改変を行う土地、地下水を採取している工場等その他

の場所、特定化学物質等取扱事業所、特定建築物若しくはその敷地若しくは建築工事場若しくは自動車の所在すると認める場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件若しくはばい煙等の発生若しくは排出、土壌若しくは地下水の汚染若しくは地下水の採取の状況を検査させることができる。

2 以下 略

#### 附 則

- 1 この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、第七十二条第一項及び第七十三条第一項の改正規定並びに第三章第一節の次に一節を加える改正規定中第七十五条の二第一項及び第二項に係る部分は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）の工事中の特定建築物（改正後の県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「新条例」という。）第七十五条の三第一項に規定する特定建築物をいう。）の当該新築等については、新条例第七十五条の三から第七十五条の七まで及び第百四条（特定建築主並びに特定建築物並びにその敷地及び建築工事場に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。